

一般社団法人 兵庫県経営者協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人兵庫県経営者協会(以下「本協会」という)と称し、英文では、Hyogo Employers' Association と表記する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 基本理念・目的及び事業

(基本理念・目的)

第3条 本協会は、企業の社会的責任の遂行を念頭におきながら、高度な職業能力を持ち活力ある人材の育成と健全な労使関係の維持・発展を基本理念に、会員相互の連携を密にして、新たな環境の変化に的確かつ柔軟に対応し、企業の発展を通して兵庫県の産業・地域社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 人材の確保、育成、活用、処遇及び労使関係に関する事業。
- (2) 経営課題全般に関する研修、相談、調査及び研究に関する事業。
- (3) 中堅・中小会員企業の抱える諸課題への実務的支援事業。
- (4) 経営者相互の交流、連携及び啓発に関する事業。
- (5) 関係行政機関及び外部諸団体との連携及び協力に関する事業。
- (6) 協会の事業遂行に係る各公設委員の推薦。
- (7) その他、本協会の目的を達成するために必要な事業。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本協会の会員は普通会員及び特別会員とし、このうち普通会員を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)(以下「一般法人法」という)上の社員とする。

(普通会員)

第6条 普通会員は、次に定める企業会員及び団体会員並びに個人会員の3種により構成する。

- (1) 企業会員は、経済事業を営む法人、学校法人またはこれに準ずる組織とする。
- (2) 団体会員は、業種別全国団体、地方別経済団体及びこれらに準ずる機関とする。
- (3) 個人会員は、学識経験を有する者や協会活動に造詣が深い者等で、特別に入会を認められた個人とする。

(特別会員)

第7条 特別会員は、前条第1項各号のいずれにも該当しない個人または組織・団体等であり、会長が推薦し理事会が承認した者とする。

- 2 特別会員の中から、理事会の決議により顧問を選任する。

(入会)

第8条 本協会の会員となることを希望する者は、理事会の定める手続きにより、入会を申請するものとし、理事会の定めに基づき会長の承認を受けた場合には、本協会に入会することができるものとする。また、申し込みにあたり次の事項を遵守することを将来にわたって確約しなければならない。

- (1) 自らが暴力団その他暴力、威力、詐欺的手法を用いて暴力的不法行為等を常習的に行う集団または個人(以下「反社会的勢力」という)に該当しないこと。
 - (2) 自己の代表者、役員または主要な構成員が反社会的勢力に該当しないこと。
 - (3) 自己の主要な出資者その他経営を支配していると認められる者が反社会的勢力に該当しないこと。
 - (4) 直接、間接を問わず、反社会的勢力が自己の経営に関与していないこと。
 - (5) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有していないこと。
 - (6) 反社会的勢力に対して資金等の提供や便宜の提供等をしていないこと。
 - (7) 自己の代表者、役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に批判されるべき関係を有していないこと。
- 2 会員は、入会と同時に代表者(以下「会員代表者」という)1名を届け出るものとする。ただし個人会員については、本人をもって会員代表者とする。
 - 3 会員は、会員代表者に変更のあったときは、その都度新たな会員代表者を会長に届け出るものとする。
 - 4 会員の入会・変更等の内容は、その内容を理事会に報告するものとする。

(会費)

第9条 普通会員は、会員総会において別に定める会費基準による会費を納入する義務を負う。

(退会)

第10条 会員は、会長に対し退会の申し出をすることにより、いつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは会員総会の決議により除名することができる。

- (1) この定款またはその他の規則に違反したとき。
 - (2) 本協会の名誉を毀損し、または目的に反する行為をしたとき。
 - (3) 第8条第1項に定める入会申し込み時の確約に虚偽の内容があったとき。
 - (4) 暴力的な要求や、法的な責任を超えた不当な要求を行ったとき。
 - (5) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名するときは、前項の決議を行う会員総会の1週間前までに当該会員に通知するとともに、当該会員総会において決議に先立ち当該会員に弁明の機会を与えるものとする。
- 3 第1項により除名をしたときは、当該会員にその旨通知する。

(資格喪失)

第12条 会員は、次のいずれかに該当するときはその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
 - (2) 除名されたとき。
 - (3) 会費を2年度分以上滞納したとき。
 - (4) 会員である法人・団体等が破産または解散したとき。
 - (5) 会員である個人が破産するかまたは死亡したとき
- 2 会員が前項の規定により資格を喪失したときは、未納の会費は徴収され、既納の会費は返還されない。

第4章 会員総会

(構成)

第13条 会員総会は、すべての普通会員をもって構成する。

- 2 前項の会員総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 会員総会は、次に掲げる事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 事業計画及び収支予算の承認
- (4) 会費基準の制定及び変更
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他会員総会で決議する事項として法令またはこの定款で定めるもの

(開催及び招集)

第15条 会員総会は、定時会員総会及び臨時会員総会とする。

- 2 定時会員総会は毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時会員総会は次の場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めるとき。
 - (2) 理事会の決議によるとき。
 - (3) 議決権の5分の1以上を有する普通会員が、書面をもって会員総会目的事項及び招集理由を示して請求したとき。
- 3 会員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、日時・場所及び会議の目的事項その他法令に定める事項を示し、理事会決議に基づき会長が行う。ただし、会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは他の理事が行う。

(議長)

第16条 会員総会の議長は、会長または会長が指名した者がこれにあたる。ただし、会長が欠けたときまたは事故があるときは、あらかじめ定められた順位に基づき最上位の理事が行う。

(議決権数)

第17条 会員総会における議決権数は、役員会費を含む会費額を、2万円を1口として算出した個数とする。なお算出結果の小数点以下は、切り捨てるものとする。

(書面等による議決権の行使)

- 第18条 普通会員は、あらかじめ通知された事項について、書面または電磁的方法により議決権を行使することができる。
- 2 前項の規定により議決権を行使した普通会員は、会員総会に出席したものとみなす。

(決議)

- 第19条 会員総会の決議は、会員総会議決権の過半数を有する会員が出席し、出席会員議決権数の過半数をもってこれを行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は会員総会議決権の過半数を有する会員が出席し、出席会員議決権数の3分の2以上の多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散及び残余財産の処分
 - (5) その他法令で定められた事項
 - 3 会員総会においては、第15条第3項に規定するところによりあらかじめ通知された事項についてのみ決議することができる。
 - 4 普通会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。ただし、当該会員またはその代理人は、会員総会毎に本協会に代理権付与を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第20条 会員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事1名は、前項の議事録に署名する。
- 3 会員総会の議事録は、会員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第5章 役員等

(役員及び常任幹事の設置)

第21条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 本協会に150名以内で常任幹事を置く。

(役員等の選任)

第22条 理事は、会員代表者または会員が指名した者の中から、会員総会の決議によりこれを選任する。ただし、必要があるときは、会員以外の者を指名・選任することを妨げない。なお、本協会の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えてはならない。

- 2 監事は、会員代表者または会員が指名した者の中から会員総会の決議によって選任する。ただし、必要があるときは、会員以外の者を指名・選任することを妨げない。
- 3 常任幹事は、会員代表者または会員が指名した者の中から、理事会の決議によりこれを選任する。ただし、必要があるときは、会員以外の者を指名・選任することを妨げない。なお、会員が指名できる人数は、議決権数以内とする。
- 4 本協会に、次の役職者を置き、理事会の決議により理事の中から選定する。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 10名以内
 - (3) 専務理事 1名
 - (4) 常務理事 1名
- 5 会長を本協会の一般法人法90条3項に定める代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより職務を執行する。

- 2 会長及び専務理事並びに常務理事は、事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め本協会業務及び財産状況の調査をすることができる。

- 3 監事は必要があるときは理事会に出席し意見を述べることができる。
- 4 監事は、その他法令に基づいた権限を行使することができる。

(常任幹事の職務及び権限)

第25条 常任幹事は常任幹事会を構成し、この定款の定めるところにより職務を執行する。

(役員等の任期)

第26条 役員及び常任幹事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 理事または監事の員数が欠けた場合、任期の満了または辞任により退任した理事、または監事は、新たに選任された理事または監事が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。また、補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員解任)

第27条 役員は、会員総会決議により解任することができる。

(報酬等)

第28条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、会員総会において別に定める総額の範囲内で、理事会の定めるところにより報酬等を支給することができる。また、理事が本協会の雇用する従業員を兼務するときは、従業員としての報酬等を支給する。

(責任の免除等)

第29条 本協会は、役員賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合、理事会の決議によって賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 本協会の議決機関として理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(開催及び招集)

第31条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会とする。

- 2 定時理事会は毎年定期的に、年4回開催し、臨時理事会は次の場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めるとき。

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 監事から一般法人法第100条に規定する場合において必要があると認めて、会長に招集の請求があったとき。
 - (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。
- 3 理事会の招集は、会長が行う。ただし、会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは他の理事が行う。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長または会長が指名した者がこれにあたる。ただし、会長が欠けたときまたは事故があるときは、あらかじめ定められた順位に基づき最上位の理事が行う。

(権限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか次の職務を行う。

- (1) 会員総会の開催日時及び場所並びに会員総会の目的である事項の決定
 - (2) 本協会の重要な業務執行の決定
 - (3) 理事職務執行状況の監督
 - (4) 第22条第4項に定める役職者が欠けた場合の後任者の選定
- 2 理事会は、次に掲げる事項やその他重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 主たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他本協会の業務を適正に遂行するための体制整備
 - (6) この定款第29条の責任の免除

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席した当該理事人数の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき決議に加わることができる理事人数の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名する。
- 3 理事会の議事録は、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第7章 附属機関

(附属機関)

第36条 第4条に定める事業を推進するために本協会に以下の附属機関を置く。

- (1) 常任幹事会
- (2) 委員会・専門部会・研究会
- (3) その他理事会が定めるもの

(常任幹事会)

第37条 常任幹事会は、本協会の事業全般の推進について議論する。

- 2 常任幹事会はすべての常任幹事及び役員をもって構成する。
- 3 常任幹事会は幹事長及び副幹事長を選任し、幹事長は会長、副幹事長は理事から選任する。
- 4 増員または補欠として選任された常任幹事の任期は、前任者または他の在任常任幹事の任期満了する時までとする。
- 5 常任幹事は、任期の満了により退任しても、後任者が就任するまでは常任幹事としての職務を行う。

(委員会・専門部会・研究会)

第38条 第4条に関する事業を円滑に運営・推進するために委員会及び専門部会並びに研究会を設置し、その運用方法については別途定める。

- 2 委員会及び専門部会並びに研究会の設置、廃止については理事会の承認を得るものとする。
- 3 専門部会は、委員会活動範囲に限定されことなく総合的に調査研究するための組織とする。
- 4 研究会は、委員会活動範囲において、より専門的に調査研究する組織とする。
- 5 委員会及び専門部会は、役員の会員代表者または会員が指名した者から代表者を選任し、委員会及び専門部会の運営を統括する。なお、代表者の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する会員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 6 研究会は、会員代表者または会員が指名した者から代表者を選任し、各研究会の運営を統括する。なお、代表者の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する会員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 7 委員会及び専門部会の代表者は、担当副会長と協議のうえ事業計画を常任幹事会での審議を経て、理事会及び会員総会に上程し承認を得る。
- 8 研究会の代表者は、担当委員会の代表者と協議の上事業計画を常任幹事会での審議を経て、理事会及び会員総会に上程し承認を得る。

第8章 諮問機関

(顧問)

第39条 本協会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、3名以内とし、第7条2項により会長がこれを委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問する事項について意見を述べることができる。
- 4 顧問の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

第9章 資産及び会計資産及び会計

(事業年度)

第40条 本協会の事業年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第41条 本協会の事業計画書及び収支予算書は、代表理事が作成し理事会の決議を経て会員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該事業年度の開始日から定時会員総会開催日までの予算は、理事会の決議により執行することができる。この期間の予算については、前項の収支予算書に含め、会員総会の承認を得る。
- 3 第1項の書類については、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供する。

(事業報告及び決算)

第42条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、前項第1号、第3号及び第4号の書類については、定時会員総会に報告するものとする。ただし、一般法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、前項第1号の書類を除き定時会員総会への報告に代えて定時会員総会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告及び会計監査報告並びに定款及び会員名簿を5年間備え置くものとする。

(剰余金の分配)

第43条 本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 定款の変更、解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、会員総会の決議をもってこれを変更することができる。

(解散)

第45条 本協会は、会員総会の決議があった場合その他法令の定める事由により解散する。

(残余財産の処分)

第46条 本協会が解散する際に有する残余財産は、会員総会の決議を得て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる協会または国若しくは地方公共団体に寄附するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 本協会の公告は電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は官報に掲載する方法により行う。

第12章 事務局

(事務局)

第48条 本協会の事務を処理するために事務局を設ける。

- 2 事務局には事務局員を置く。
- 3 事務局運営及び事務局員に関して必要な事項は、専務理事がこれを定める。
- 4 前項のうち、本協会運営に関する重要事項については理事会の承認を得るものとする。

(専務理事及び常務理事の職務)

第49条 専務理事は本協会の業務を掌理し業務処理統括の任にあたりとともに、会長及び副会長を補佐する。

- 2 常務理事は専務理事を補佐し、本協会の業務を分掌する。

第13章 附則

(最初の事業年度)

第50条 本協会の最初の事業年度は、本協会成立の日から2025年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第51条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事の氏名及び住所は、次のとおりとする。

(1) 設立時理事

住 所 兵庫県神戸市垂水区塩屋北町三丁目14番7号
氏 名 成松 郁廣

住 所 兵庫県神戸市垂水区北舞子四丁目9番48－205号
氏 名 岸 敏幸

住 所 兵庫県西宮市柳本町4番4号
氏 名 長尾 泰明

(2) 設立時代表理事

住 所 兵庫県神戸市垂水区塩屋北町三丁目14番7号
氏 名 成松 郁廣

(3) 設立時監事

住 所 兵庫県神戸市東灘区住吉東町二丁目3番33－1105号
氏 名 林 一志

住 所 兵庫県神戸市西区春日台六丁目8番地の8
氏 名 松藤 稔

(設立時社員の氏名または名称及び住所)

第52条 設立時社員の氏名または名称及び住所は、次のとおりとする。

住 所 兵庫県神戸市垂水区塩屋北町三丁目14番7号
氏 名 成松 郁廣

住 所 兵庫県神戸市垂水区北舞子四丁目9番48－205号
氏 名 岸 敏幸

住 所 兵庫県西宮市柳本町4番4号
氏 名 長尾 泰明

(法令の準拠)

第53条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人兵庫県経営者協会設立のため、この定款を作成し、設立時社員
成松郁廣 及び設立時社員 岸 敏幸 並びに設立時社員 長尾泰明の定款作成代理人、
司法書士 中本友哉は、電磁的記録である本定款を作成し電子署名する。

令和6年9月5日

住 所 兵庫県神戸市垂水区塩屋北町三丁目14番7号
設立時社員 成松 郁廣

住 所 兵庫県神戸市垂水区北舞子四丁目9番48－205号
設立時社員 岸 敏幸

住 所 兵庫県西宮市柳本町4番4号
設立時社員 長尾 泰明

上記設立時社員の定款作成代理人
司法書士 中本 友哉